

札幌第4589号
令和8年（2026年）3月10日

市内障害福祉サービス等事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

適正な申請・届出の確保に向けた取組について（通知）

日頃から、札幌市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、変更届に関する事務負担軽減の取組について（令和7年3月27日付 札幌第4897号）にてお知らせしたとおり、変更届に係る提出書類の一部省略を認めているところですが、本市においてサービス管理責任者の要件の一つである実務経験があるように偽って新規指定又は指定更新を受け、訓練等給付費を不正に受領していた事案が確認されました。このため、複数の指定障害福祉サービス事業者に対し指定取消の行政処分を行っており、法人代表らが詐欺の疑いで逮捕される例も発生しています。

これを受け、適正な申請・届出の確保に向け、下記のとおり取扱いを変更しますので御確認願います。

記

1 提出書類の必須化及び追加について

(1) 変更届における提出書類の必須化について

従来の取り扱いでは、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員（以下「管理者等」という。）の変更時に届出内容に関する挙証書類（例：雇用証明書、研修の修了証書の写し、実務経験証明書、各種資格者証の写し）を原則として提出を省略することとしておりました。しかしながら、不正な届出を防止し申請内容の確実性を担保するため、提出書類省略の取扱いを廃止いたします。届出内容ごとに必要となる書類については、「変更届に係る提出書類 チェック表」を参照してください。

(2) 資格要件を担保するための書類の追加について

上記1に加え、管理者等の実務経験を証明する担保として、変更届提出時及び新規指定申請時の提出書類として新たに日本年金機構が発行する「被保険者記録照会回答票」を追加します。

新規指定申請時は管理者等以外に実務経験要件のある職種（児童指導員など）についても実務経験証明書を提出していただきますが、実務経験証明書を提出する場合は「被保険者記録照会回答票」を併せて提出していただきますようお願いいたします。

その他、必要に応じて上記の書類以外の提出を求めることがあります。適正な審査と確実な給付の実現のための方策であることを御理解願います。

(3) 被保険者記録照会回答票の提出が困難な場合の対応

原則「被保険者記録照会回答票」をご提出いただきますが「被保険者記録照会回答票」の提出が困難な場合は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」

など、実務経験証明書の内容が客観的に事実であると確認できる書類も認めます。
代わりとなる証明方法等について個別に検討させていただきますので質問票（6
お問い合わせについて参照）にてお問い合わせください。
また「被保険者記録照会回答票」の取得方法は別添のQ&Aをご確認ください。

(4) 令和8年度当初の体制届の提出について

例年4月に提出していただいております年度当初の体制届について、一部のサー
ビスを除いて変更がない場合は届出を不要としておりました。
給付費の適正な支給の観点から提出書類の見直しを行っており、3月下旬を目途
に改めてお知らせする予定です。提出期限などの詳細についてはお答えできません
ので、札幌市からお知らせがあるまではお問い合わせはお控えください。

2 運営規程の変更届の提出時期の変更について

これまで、変更届に係る提出書類チェック表のうち、運営規程（その他）の変更に
ついては変更日から10日以内の提出としていましたが、今後は前年度4月と比較
し、変更があった場合は4月中に提出していただくこととします。

令和8年度4月の届出につきましては、最新の運営規程と比較し変更があった場合
は4月中に提出していただき、令和9年度以降は前年度4月と比較し変更があった場
合は変更届を提出してください。

3 標準様式の使用について

国の方針に基づき（障害福祉分野における事務負担の軽減について（令和6年4月
12日付事務連絡）、加算の届出に使用する様式や勤務形態一覧表などの各種様式につ
いて標準様式へ移行します。今後、加算の届出や変更届を提出する際は必ずチェック
表にて必要な書類を確認してください。

4 本通知の適用年月日

令和8年3月10日

5 資格要件の確認の徹底について

サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の資格要件の誤認により給付費の返
還を求めるケースが出ております。改めて本人だけでなく、貴事業所においても管理
者等の資格要件の確認を実施していただきますようお願いいたします。

6 お問い合わせ先

電話での問い合わせには応じられませんので、札幌市ホームページに掲載している
質問票（スマート申請）にてご質問ください。

《スマート申請-質問票》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/doc>
↑

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当